

社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会
会長の報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

昭和59年9月20日
蓮社協規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは別表に掲げるものをいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬及び費用弁償を支給する。ただし、蓮田市長又は蓮田市職員の職にある者にはこれを支給しない。

(旅費)

第4条 公務のために出張したときは、交通費にあつては鉄道運賃等の実費を、宿泊にあつては蓮田市社会福祉協議会職員就業規則（昭和59年10月1日蓮社協規則第1号）第37条に定める1級の職員の例により支給する。その場合前条に掲げる費用弁償は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、会長の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和59年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年8月9日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

種別（役員等）	報酬		費用弁償	
	区分	金額	区分	金額
会長	1日	4,500円 （ただし、蓮田市長又は蓮田市職員 の職にある者にはこれを支給 しない。）		
理事			会議等出席1回につき	1,500円 （ただし、蓮田市長又は蓮田市職員 の職にある者にはこれを支給 しない。）
監事				
評議員				
評議員選任・解任委員会委員				
総務委員				
地域福祉委員				
第三者委員				
心配ごと相談員				